

別紙4 下北半島鳥獣被害対策実施隊要領

(名 称)

第1条 この隊は、下北半島鳥獣被害対策実施隊（以下「鳥獣被害対策実施隊」）と称する。

(目 的)

第2条 下北半島に生息しているサルは昭和45年11月に天然記念物に指定されて以来、
個体群・個体数の増加に伴い、遊動域が拡大し、人的・人家侵入・生活環境及び農作物
被害等が増加している。

このことから、鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置法第9条第2
項に基づき、サルの捕獲等、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施
策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置し、北限のニホンザルの保護及び
地域住民と共存のための施策を図ることを目的とする。

(活動事項)

第3条 鳥獣被害対策実施隊は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について
活動を行う。

- (1) モニタリング調査に関する事
- (2) サルの農作物被害調査に関する事
- (3) 被害防止ネット設置に関する事
- (4) モンキードッグの育成に関する事
- (5) 群れ及び個体数調整等の捕獲に関する事
- (6) 地域住民に対する被害防止対策の指導に関する事
- (7) その他被害対策実施隊の目的を達成するためにに関する事

(構 成)

第4条 鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣による農林に係る被害防止のための特別措置法第9条第
4項に基づく、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことができる者を各市町村長が
任命し、構成する。

2 鳥獣被害対策実施隊の定数は、各市町村長が別に定める。

(活動区域)

第5条 鳥獣被害対策実施隊の活動区域は、むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村全域とする。

(実施隊の任期)

第6条 鳥獣被害対策実施隊の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

2 年度途中で隊員となったものの任期は各市町村長が任命した日から3月31日までとする。

(会議)

第7条 鳥獣被害対策実施隊は隊長が召集し、本会の運営等に関する事項について協議する。

(事務局)

第8条 鳥獣被害対策実施隊の事務局は、鳥獣被害防止計画主体の代表であるむつ市において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、鳥獣被害対策実施隊の運営に関し必要な事項は隊長が別に定める。

2 その他必要と認める人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

付 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。